

鳥取県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディコー プとっとり	株式会社メディコー プとっとりデイサー ビス倉吉	倉吉市福庭町一丁 目225	平成24年4月1日	通所介護